


福祉サービスの紹介 ～介護保険のサービス その3～

介護認定審査会での審査の結果、要介護、または要支援の認定を受けた方は、介護保険のサービスを利用できます。

自宅に訪問するサービス「訪問介護」「介護予防訪問介護」の紹介

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助などを行い、在宅で自立した生活ができるように支援するサービスです。

区分	要介護1～5の認定を受けた方	要支援1、または2の認定を受けた方
種別	訪問介護	介護予防訪問介護
サービスの内容	<p>サービスの内容により、身体介護と生活援助に区分され、次のようなサービスを受けることができます。</p> <p>身体介護の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や入浴、衣類の着脱の介助 ・おむつ交換、排泄の介助 ・洗髪、爪切り、身体の清拭 など <p>生活援助の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の準備や調理 ・衣類の洗濯や補修 ・掃除や整理整頓 ・生活必需品の買い物 など 	<p>身体介護や生活援助の区分はなく、次のようなサービスを受けることができます。日常生活の自立を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や入浴、衣類の着脱の支援 ・食事の準備や調理の支援 ・衣類の洗濯や補修の支援 ・掃除や整理整頓の支援 など <p>利用の目安</p> <p>要支援1の方…1回1時間程度で週2回まで</p> <p>要支援2の方…1回1時間程度で週3回まで</p>

介護保険のサービスの対象とならない例

●本人以外の家族のための家事 ●草取りや花木の手入れ ●洗車 ●ペットの世話 ●大掃除や家電の修理など、日常的な家事の範囲を超えるもの など
 ※利用料金は、介護度やサービスの内容、時間などによって異なります。担当のケアマネジャー、または下記まで問い合わせください。

問い合わせ

太平洋域包括支援センター 電話(25)1135
 南姫地域包括支援センター 電話(20)2021

滝呂地域包括支援センター 電話(24)5562
 多治見市役所 高齢福祉課 電話(22)1111

8月の相談日

ひとりで悩まないで相談日一覧

皆さんの悩みごとに、専門の相談員がお話を伺います

相談の種類	日にち	時間	場所	問い合わせ
民生委員の気軽に相談 ☎	2日・16日(月)	午後1時～午後3時	多治見市総合福祉センター 4階 相談室	(23)5115
税務相談	4日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
法律相談 (予約制)	18日(水)	午後1時～午後3時	4階 相談室	(25)1131
	【予約受付日】11日(水)	午前8時30分～		
障がい者相談	月曜日～金曜日	午前9時30分～午後3時30分	2階 障害者福祉センター	(25)1131 障害者福祉センター(内210)
ひとり親家庭相談	18日(水)	午後1時～午後4時	4階 相談室	(25)1133 母子福祉センター
高齢者就業相談	13日(金)	午後1時30分～午後3時	3階 作業室	(25)1131 老人福祉センター(内301)
結婚相談	8・22日(日)	午前10時～正午 午後1時～午後3時	4階 技能習得室	(22)1111 市役所市民文化課

※相談は無料です。☎マークの相談は、上記の日時で電話相談ができます。 ※祝祭日の相談は休みです。

東濃地区福祉サービス利用支援センター

判断能力に不安があり、日常生活に支障を来すおそれがある方(認知症状や知的・精神的な障がいのある方)の相談に応じ、支援します。

相談日	月～金曜日(祝祭日を除く)	内 容	福祉サービスの利用の助言や手続き代行 印鑑や通帳、証書などの預かりサービス 日常的な金銭管理など
時間	午前8時30分～午後5時		
費用	相談は無料(実際に支援した場合は利用料金が必要)		

問い合わせ 東濃地区福祉サービス利用支援センター

場 所 多治見市総合福祉センター1階 電話 (23) 6332 <担当>松井

出張相談日 【日時】8月5日(木) 午後1時30分～午後4時 【場所】サンホーム滝呂 滝呂町10-87-4